

鳥取県福祉保健部及び子ども家庭部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会
(鳥取県立福祉人材研修センター審査委員会)審査報告書

令和5年8月15日

鳥取県福祉保健部及び子ども家庭部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会 鳥取市伏野1729番地5 会長 藤井 喜臣

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

158,065,000円……（1）（債務負担行為額 158,065,000円）

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

〔参考〕各年度委託料の額 31,613,000円

4 審査結果

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会を指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

5 審査の経緯

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会から提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

(1) 審査委員

氏名	所属等
たなか えり 田中 恵理（委員長）	社会福祉法人福生会三喜苑居宅介護支援事業所 管理者
あいかわ やすし 相川 泰（委員）	公立大学法人公立鳥取環境大学 教授
こだに まこと 小谷 誠（委員）	小谷昇税理士事務所 税理士
いしだ ひろあき 石田 浩朗（委員）	鳥取中央地域包括支援センター 社会福祉士
まつもと ひでき 松本 秀樹（委員）	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局 副局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会 令和5年6月1日（木）

・鳥取県立福祉人材研修センターの概要説明、審査要項等の審議

イ 第2回審査委員会 令和5年8月9日（水）

・面接審査後、審査基準に照らした審議（※相川委員は当日欠席）

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	(1)管理の基本的な考え方の適合性 a 施設設置目的の理解しているか b 管理運営の方針は適切か	なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	(1)施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等の周知、	

	(指定手続条例第5条第2号)	広報) (2)施設管理 a 施設設備の維持管理・衛生管理は適切か b 外部委託の考え方は適切か (3)開館時間・料金設定等 a 開館時間・休館日は適切か b 利用料金及び利用料金の減免は適切か ※利用料金を現行の料金から変更する提案があった場合は、提案内容が近傍同種、同規模の施設料金、サービス内容等と比較して均衡のとれたものであるか否かを踏まえて評価を行う。 (4)事故・事件の防止措置と緊急時の対応 a 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 b 緊急時の体制・対応は適切か c 利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法 (5)個人情報保護等への対応 a 個人情報の保護への対応は十分か b 情報の公開への対応は十分か (6)利用者等の要望の把握及び対応方針は適切か	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(1)収入の見積もり、考え方は適切か (2)支出計画の見通しは適切か	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(1)県社協の財政基盤・経営基盤は安定しているか (2)組織及び職員の配置等 a 管理運営の組織・職員の職種等は適切か b 日常の職員配置は適切か c 人材育成は適切か (3)現在の施設従業員の継続雇用に配慮されているか (4)関係法令にかかる監督行政機関からの指導等を受けていないか (5)県社協の社会的責任の遂行状況 a 障がい者を雇用しているか b 男女共同参画推進企業であるか又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。 c ISO14001、TEAS I種、II種認証登録事業者、KES 共同機関による同種の認証を受けている事業者であるか、又は指定管理期間開始までに認定予定であるか。 d あいサポート企業であるか、又は指定管理機関開始までに認定予定であるか。 (6)管理運営実績評価	27点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 (適/不適)	適	・福祉人材研修センターの趣旨に沿った事業運営計画となっており、適切と考える。
2 (55点)	適 (31.00点)	・利用者の要望に対応した適切な管理運営に期待できる。 ・築20年以上経過しているが、綺麗に保たれており、今後の施設管理についても期待できる。 ・研修等で施設を利用する機会があるが、施設内の環境整備や職員の方の対応も良いため、サービス面について不安はない。

		<ul style="list-style-type: none"> ・提供されているサービスがより、県民の方に知っていただけるような取組みに期待する。
3 (20点)	適 (9.50点)	<ul style="list-style-type: none"> ・特段の問題点はない。
4 (27点)	適 (13.00点)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に環境整備や職員教育に取り組まれている点が評価できる ・労働基準監督署からの是正勧告については、具体的な対応策が示され、現に対応されている。
総合評価 (102点)	適 (53.50点)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立福祉人材研修センターの指定管理候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は、委員4名の平均